

日高川漁業協同組合
和内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、日高川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第13号第五種共同漁業権（以下「和内共13号」という。）に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又はかに籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、竿釣又はかに籠による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模	ウ 人 員
あゆ 友釣	竿を使用したものに限る	—
こい 竿釣	竿を使用したものに限る	—
こい 巻網	網たけ150cm以下、長さ30m以下、3網以内	1統6名以内
うなぎ 手釣・竿釣	—	—

もくずがに 手づかみ・釣・かに籠	かに籠 縦、横、高さの合計 150cm以内 1名籠5個以内	
---------------------	--	--

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こ い	3月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
う な ぎ	3月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	8月15日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1) 県営椿山ダム本体副堤下流端から下流200mに至る区域。	周 年
(2) イ 日高川に設置した関西電力株式会社旧五味発電所、甲斐の川発電所、柳瀬発電所、越方発電所、船津発電所、高津尾発電所の各堰堤上流端から50m、下流端から下流200mに至る区域。 ロ 日高郡日高川町大字若野に設置した若野頭首工上流端から上流50m、下流端から下流100mに至る区域。	
(3) 支流の各魚道の上流端から上流50m、下流端から下	

流50mに至る区域。		
(4)		
上流	右岸 日高川町若野 若野頭首工上流端	自 10月11日
	左岸 日高川町若野 若野頭首工上流端	
下流	天田橋下流端	至 12月10日

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	10cm
う な ぎ	30cm
もくずがに	殻幅5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒、肢体不自由者又は女性のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣又はかに籠による遊漁の場合

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	友 釣	早期年券 14,300円 5月1日以降の組合が定めて公表する期間内
		一般年券 11,000円 5月20日以降の組合が定めて公表する期間内
		日 券 3,300円
こ い	竿 釣	年 券 1,100円
う な ぎ	手 釣・竿 釣	年 券 3,300円
もくずがに	手づかみ・釣り かに籠(籠1個)	一 年 券 550円

(2) その他の場合

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
こ い	巻 網	年 券 33,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 日高川漁業協同組合事務所（日高川町松瀬310番地）
- (2) 組合が指定した遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項 入漁に際しては必ず遊漁承認証を携帯すること。
監視員の要求があった場合は提示すること。
紛失しても再発行はしない。

- (8) その他参考となるべき事項 釣情報 テレホンサービス 0738-52-0339
ホームページ <http://www.zb.ztv.ne.jp/hidagyo>

(9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調

査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項 関係者から身分証の提示を求められたときは提示する事。
- (4) その他必要な事項 組合との連絡を密にし、不測の事態のおこらない様にする事。
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の遊漁料の額について、令和 5 年 12 月 31 日までに行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	友 釣	早期年券 13,000円 5月1日以降の組合が定めて公表する期間内
		一般年券 10,000円 5月20日以降の組合が定めて公表する期間内
		日 券 3,000円
こ い	竿 釣	年 券 1,000円
う な ぎ	手 釣・竿 釣	年 券 3,000円
も く ず が に	手づかみ・釣り かに籠 (籠1個)	年 券 500円
こ い	巻 網	年 券 30,000円

日高川漁業協同組合
和内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、日高川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第15号第五種共同漁業権（以下「和内共15号」という。）に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模	ウ 人 員
あまご 竿釣	—	—

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
(1) 県営椿山ダム本体副堤下流端から下流200mに至る区域。	周 年
(2) 日高川に設置した関西電力株式会社旧五味発電所、甲斐の川発電所、柳瀬発電所、越方発電所、船津発電所、高津尾発電所の各堰堤上流端から50m、下流端から下流200mに至る区域。	
(3) 支流の各魚道の上流端から上流50m、下流端から下流50mに至る区域。	

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	10 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし次表の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒、肢体不自由者又は女性のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ま ご	竿 釣	年 券 5,500円
		日 券 2,200円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 日高川漁業協同組合事務所(日高川町松瀬310番地)

(2) 組合が指定した遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項 入漁に際しては必ず遊漁承認証を携帯すること。

監視員の要求があった場合は提示すること。

紛失しても再発行はしない。

(8) その他参考となるべき事項 釣情報 テレホンサービス 0738-52-0339

ホームページ <http://www.zb.ztv.ne.jp/hidagyo>

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視

員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項 関係者から身分証の提示を求められたときは提示する事。

(4) その他必要な事項 組合との連絡を密にし、不測の事態のおこらない様にする
こと。

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後
のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の
払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の遊漁料の額につ
いて、令和 5 年 12 月 31 日までに行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ま ご	竿 釣	年 券 5, 0 0 0 円
		日 券 2, 0 0 0 円